

# 国民年金だより

## お知らせ 20歳になったら 国民年金

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれま  
す。国民年金に加入すること  
もその一つです。皆さんの中  
には、「年金なんて先のこと  
だから関係ない」なんて思っ  
ている人はいませんか。

国民年金は、日本に住んで  
いる20歳から60歳までのすべ  
ての人が加入して、やがて誰  
にも訪れる老後の所得保障だ  
けでなく、障害や死亡といっ  
た不慮の事故などにより私た  
ちの生活の安定が損なわれる  
ことのないよう、みんなの前  
もって保険料を出し合いお互  
いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し  
現役世代の負担が年々増加し  
ています。基礎年金の半分  
は国庫負担で賄われているた  
め、現在20歳の方も納付した  
保険料以上の年金が受け取れ  
ます。さらに賃金や物価の変  
動に合わせて年金額が改定さ  
れますので、大変有利です。

ただし、加入の手続きや保  
険料の納め忘れがあると年金  
が受け取れないこともありま  
すので、「あのとき…」と後悔  
する前に必ず国民年金の加入  
手続きを取りましょう。

なお、学生の方や収入が少  
なく保険料の納付が困難な方  
の場合は、「学生納付特例」や  
「若年者納付猶予」など保険  
料の支払いを猶予する制度が  
あります。町民課国民年金窓  
口でも受け付けをしています  
ので、国民年金の加入手続き  
と併せて申請してください。

### 国民年金保険料の納付は

#### 口座振替がおトクです

国民年金保険料の納付に  
は、口座振替がご利用になれ  
ます。

口座振替をご利用されます  
と、保険料が自動的に引き落  
とされるので金融機関などに  
行く手間が省ける上、納め忘  
れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月  
分保険料を当月末に引き落と  
させていただくことにより  
月々50円割引される早割制度  
や、現金納付よりも割引額が

多い6か月前納・1年前納も  
あり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、  
納付書又は年金手帳、通帳、金  
融機関届出印を持参の上、ご  
希望の金融機関又は年金事務  
所へお申し出ください。

### 町民課

☎ 893-1117

### お知らせ

#### 非自発的失業者の国 民健康保険税軽減及 び高額療養費の所得 区分の判定について

平成22年度から、雇用保険  
の特定受給資格者及び特定理  
由離職者は、一定期間、国保  
税が軽減されています（平成  
21年度以前の国保税には適用  
されません）。この軽減が適  
用されると思われる世帯の世  
帯主は、町民課又は各総合支  
所住民福祉課で申告を行って  
ください。

また、国保税軽減対象世帯  
のうち、高額療養費の所得区  
分が変更になる場合があります。  
現在、限度額適用認定証  
（水色）の交付を受けている  
方はお問い合わせください。

### 軽減対象者

①②③のすべてに当ては  
まる方)

① 離職日が平成21年3月31日  
以降

② 離職時点で65歳未満の方

③ 雇用保険受給資格者証の  
「離職理由コード」が次の方

### 特定受給資格者

11、12、21、22、31、32

### 特定理由離職者

23、33、34

### 軽減内容

前年の給与所得を100分の30  
として算定

### 軽減対象期間

離職日の翌日の属する月か  
ら、その月の属する年度の

翌年度末まで（例）離職日  
が平成23年3月31日↓平成

25年3月分までの国保税が  
軽減対象)

### 申告時に持参する物

・ 印鑑（認め印）

・ 雇用保険受給資格者証

・ 問い合わせ・申告窓口

町民課（国保加入・高額療  
養費に関すること）

☎ 893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

☎ 893-3810

☎ 867-2300

☎ 893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

### お知らせ 要介護認定者の障害 者控除について

身体障害者手帳等の交付の  
有無にかかわらず、基準日  
（前年の12月31日）において、  
介護保険の要介護認定（要介  
護1から5）を受けられた65  
歳以上で、一定の基準に該当  
する方は、町県民税・所得税  
の障害者控除を受けることが  
できます。

控除を受けられる方は、ほ  
けん福祉課へ申請書を出して  
ください。該当者には認定書  
を発行しますので、申告の際  
に認定書を提示してください。  
申請時に持参する物

印鑑・介護保険被保険者証  
申請場所・問い合わせ

ほけん福祉課

（すこやかセンター伊野内）

☎ 893-3810

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112